平成２７年（フ）第５３３０号
大阪市此花区西九条４丁目８番５号　アムズ西九条302
破産者　所　　豊司
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３７１号
大阪市中央区龍造寺町７番34―402号
破産者　坂田　雅和
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２２号
大阪府守口市西郷通３丁目13番11号
破産者　白井明こと　白　　欽明
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４４号
大阪市此花区高見１丁目６番22―802号、前住所大阪市福島区吉野１丁目19番20―601号
破産者　島谷　正一
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１６６号
大阪府茨木市総持寺１丁目２番10号　ヴィラ総持寺　101号
破産者　戎野　　亨
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２０２号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ30―302号
破産者　岸田　憲治
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５１号
大阪府四條畷市岡山東５丁目５番85号
破産者　貝沼　賢治
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９６号
大阪府寝屋川市大利町39番３号　ソレイユ・ルボンⅡ　102号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市桜木町４番22号
破産者　山口建築工舎こと　山口　勢一
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４９号
大阪市大正区泉尾２－８－８―901、住民票上の住所大阪市浪速区塩草２丁目３番23号
破産者　伸長木工こと　**吉**岡　勇二
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７０１号
大阪市天王寺区玉造元町14番11号　メゾン・ルヴェソレイユ301号、前住所堺市中区深井清水町2043番地４
破産者　池田　圭樹
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１０号
大阪府寝屋川市春日町19番17号（102号）
破産者　半田　眞一
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５４号
大阪府枚方市津田西町１丁目17番５号
破産者　池田　廣司
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６２号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ19―210号
破産者　山本　勝美
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９３３号
大阪府箕面市桜３丁目３番53号　（201号）
破産者　國本益男こと　ＣＨＵＮＧ　ＩＫ　ＮＡＭ　**鄭**　　益男
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２７７号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目10番26号　グレースコートシーダーバレーⅡ705号
破産者　松尾　友和
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２７８号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目10番26号　グレースコートシーダーバレーⅡ705号
破産者　松尾　美保
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０号
大阪市西区南堀江１丁目24番７―606号、前住所大阪府羽曳野市羽曳が丘西３丁目４番27号
破産者　吉川　　進
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
堺市西区津久野町１丁８番６―503号
破産者　島田　雄**吉**
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
沖縄県那覇市銘苅２丁目８番28号　レオパレスおもろ404
破産者　武富　良和
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部